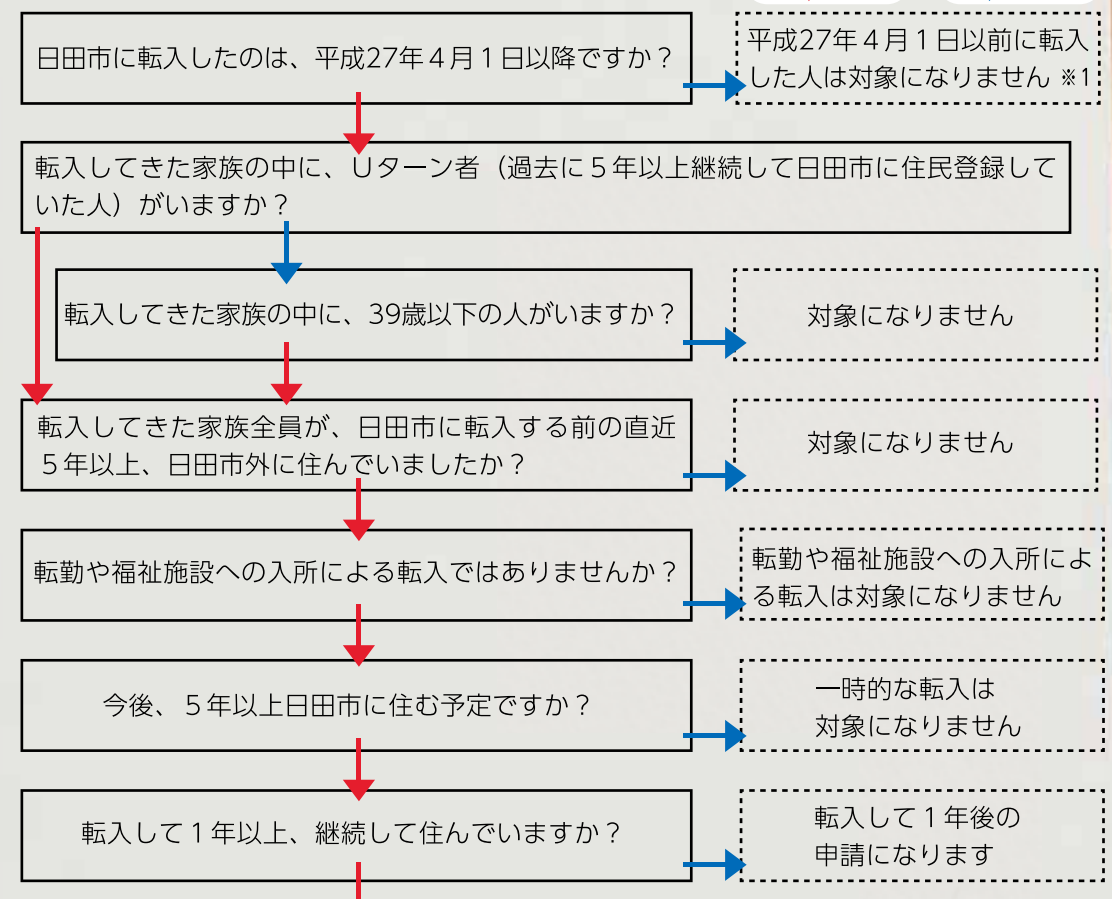


Uターン者又は  
39歳以下の人必見！！

### 移住奨励金 補助対象確認表

日田市では、新たに定住しようとするUターン者や若者を移住奨励金で応援します。対象となるかどうか、以下のフロー図でご確認ください。

→ はい    → いいえ



移住奨励金の対象です。  
「転入から1年経過した日」から1年以内に申請してください。  
(奨励金の支給については、申請内容を審査のうえ、決定します)

※1 平成27年4月採用が理由で、平成27年3月中に転入した場合は対象となります。

#### ■奨励金の額■

申請日時点における、転入日から継続して同一世帯である人の人数に応じて  
ひとりにつき5万円（ひと世帯最高10万円）  
※転入日以降に生まれたお子さんは人数に含まず。

詳しくは、ひた暮らし推進室にお問い合わせください。

平成27年4月1日～平成28年3月31日に  
日田市に転入したあなた！



## 移住奨励金 見逃していませんか？

Uターン者又は39歳以下の  
若者がいる世帯に

**5万円支給**しています。  
(ひと世帯最高10万円)

転入から1年以上継続して住  
んでいる世帯が対象です。  
詳しい条件は次ページの補助  
対象確認表でご確認ください。

ひた暮らし推進室移住促進係（市役所6階）  
☎08383    ☎08324  
✉hitagurashi@city.hita.oita.jp